



京都障害者雇用企業サポートセンター NEWS LETTER

障害者雇用について知りたい、相談したい

そうだ、サポートセンターがあるじゃないか!

現在、京都府では法定雇用率2%を上回る2.2%を目指に、障害者雇用の促進に向けてさまざまな取組を進めています。昨年6月1日、企業の視点から雇用をバックアップするための専門窓口として、「京都障害者雇用企業サポートセンター」が京都ジョブパーク内に設置されました。障害のある方の雇用拡大・職場定着に向けて、サポートセンターで実際にどんな支援を行っているかを紹介します。



京都ジョブパーク企業支援コーナー
京都障害者雇用企業サポートセンター現場責任者
窪田 憲泰

京都障害者雇用企業サポートセンターとは?

社会情勢の変化に伴い障害者雇用の重要性が高まる一方、「必要性は理解できるが、何から始めていいかわからない」「どんな業務が適しているの?」「障害のある方の職場定着が進まない…」など疑問や悩みを抱える企業も多いのではないでしょうか。当サポートセンターでは、企業のさまざまな問題に対して具体的な解決策をご提案します。これらのご利用は全て無料です。まずはお気軽にご相談ください。

(1)専門スタッフを派遣、採用・定着までをサポート

当サポートセンターの専門スタッフが貴社に伺い、障害のある方の雇用受入準備や、障害特性に応じた配慮などトータルにサポートします。また積極的に障害者雇用に取り組む企業や福祉機関の専門家が「実践アドバイザー」として、具体的なアドバイスをいたします。

(3)個別相談会を実施

障害のある方を雇用したい、職場環境をどう整えたらいいのかといった悩みに対し、精神科医や職業センター職員等の専門家が個別に相談に応じます。日程等については、このニュースレターや京都府のホームページ等で随時お知らせいたします。

(2)セミナーや見学会の開催

障害者雇用の促進、定着に向け、まずは障害を「知る」ことが最初の一歩となります。障害特性への理解を深めるため、さらには助成金について知っていただくためのセミナーや、実際に障害のある方が働いている企業への見学会などを開催します。

(4)個々のニーズに合わせた支援

在職中の方向けのスキルアップ研修や、共に働く従業員を対象とした理解促進のためのセミナーなど、ご要望に応じて企業内研修会を実施したり、実践アドバイザーを紹介するなど、個々のニーズに合わせた提案をいたします。



法定雇用率は2%

法律で従業員50人以上を雇用している企業には障害者雇用が義務づけられています。



法定雇用率(2%)を下回る場合は「納付金」の納付が必要です
平成27年4月から申告対象が「常時雇用する労働者数が100人を超えるすべての事業主」に拡大しています。

企業視点でバックアップする専門窓口

京都障害者雇用企業サポートセンター

センターの
ご利用はすべて
無料

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階

TEL:075-682-8928 FAX:075-682-8949

【ご利用時間】月曜～土曜日／9時～17時(日・祝・年末年始休み)

<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/sksc.html> 京都障害者雇用企業サポートセンター

検索

雇用の分野における障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。
～全ての事業主の皆様が対象です～

“ 障害者雇用促進法が改正、新たな仕組みが4月1日からスタートしています。 ”

障害のある方が尊厳を持って生活し、学び、働くことができる社会を実現する——そのため、平成18年に国連で採択された障害者権利条約に基づき、世界中でさまざまな取組が行われています。日本でも法整備が進められ、その一つとし

て平成25年に障害者雇用促進法が改正されました。この法律は平成28年4月1日から施行され、障害のある方が安心して働くための新たな取組が始まっています。

改正のポイントとしては、以下の3つが挙げられます。

(1) 障害者に対する差別の禁止

障害のある方が働くとき、働きたいときに、障害があることを理由に差別することを禁止します。

(2) 合理的配慮の提供義務

障害のある方が働くとき、働きたいときに困ったり戸惑ったりする原因があれば、過重な負担にならない限り事業者はその原因を改善する義務があります。

(3) 苦情処理、紛争解決援助

(1)(2)に関して、障害のある方の要望がスムーズに伝わるよう、事業者は相談体制を整備する義務が定められています。また障害のある方から「困っている」「改善してほしい」などの報告を受けた場合、事業者は改善に努める義務があります。

具体策がわかる! 障害雇用のためのガイドブックを配布中

京都府では障害者雇用に対する理解を深めるために、事例を挙げながら詳しく解説した企業向け障害者雇用のガイドブックを作成しています。どういった行為が差別になるのか、合理的配慮とは具体的にどうしたらいいのか?といった疑問を、イラストを交えて分かりやすく紹介しています。ご希望の企業には無料で冊子をお送りします。

(詳しくはサポートセンターへお問い合わせください。)



障害特性別に基本情報や一緒に働く際のポイントをまとめた冊子も配布しています。(現在『知的障害』『精神障害』『発達障害』の3冊を発行)

5月以降のセミナー・相談会のお知らせ(参加費はいずれも無料です)

セミナー ● 大人の発達障害と就労支援セミナー

5月11日(水) 14:00~16:00

内容:花園大学の臨床心理学科教授、小谷裕実氏をお招きし、発達障害の特性について理解を深め、職場で起きたりがちな事柄への対応について具体的なヒントをお伝えします。

会場:京都テルサ 西館3階 第2会議室

定員:50名(先着申込み順 ※定員になり次第締切)

相談会 ● 精神科医による個別相談会

5月26日(木) 15:00~17:00

内容:精神障害者の雇用について、心配になること、不安に思われる

ことについてアドバイスを受けることができます(1社30分)。

会場:京都テルサ西館3階第4会議室

定員:3社(先着申込み順)

締切:5月20日(金)

相談会 ● 京都障害者職業センターの職員による個別相談会

①5月23日(月) ②6月21日(火) 両日とも13:30~16:20

内容:障害者雇用の支援を行っている「京都障害者職業センター」職員による専門的なアドバイスを個別に受けることができる相談会です。(1社50分)

会場:京都テルサ西館3階第4会議室

定員:両日とも3社(先着申込み順)

締切:①5月17日(火) ②6月15日(水)



◆お問い合わせ・お申し込み TEL:075-682-8928 (担当:田中)

編集後記

新しい年度を迎え、新たに人事部に異動になられた方もいるかもしれません。今回は改めて「京都障害者雇用企業サポートセンター」についての紹介をさせていただきました。この4月から新たに障害者雇用促進法の施行もスタートしています。障害者雇用についての課題、悩み等がありましたら、まずはサポートセンターに相談してみようと思っていただけるよう、「よろず相談所」として今後も企業の皆さんに寄り添っていきたいと思っております。どうぞお気軽にご相談ください。